

公益財団法人せたがや文化財団情報公開規則

平成 26 年 5 月 1 日
せ文財規則第 21 号

(目的)

第 1 条 この規則は、公益財団法人せたがや文化財団情報公開規程（平成 15 年 4 月 1 日せ文財規程第 13 号。以下「規程」という。）の実施に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、規程において使用する用語の例による。

(情報開示請求書等)

第 3 条 規程第 6 条第 1 項の規定に基づき開示の請求をしようとするものは、情報開示請求書（第 1 号様式）又はこれに準ずる書面を提出しなければならない。

(情報開示決定通知書等)

第 4 条 条例第 10 条各項に規定する書面は、次の表の左欄に掲げる場合につき、それぞれ同表右欄に掲げる通知書とする。

1 規程第 10 条第 1 項の規定により情報の全部を開示する旨の決定をした場合	情報開示決定通知書（第 2 号様式）
2 規程第 10 条第 1 項の規定により情報の一部を開示する旨の決定をした場合	情報一部開示決定通知書（第 3 号様式）
3 規程第 10 条第 2 項の規定により情報の全部を開示しない旨の決定（規程第 8 条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る情報を保有していないときの当該決定を含む。）をした場合	情報非開示決定通知書（第 4 号様式）

(情報開示決定等期間延長通知書等)

第 5 条 規程第 11 条第 2 項又は第 3 項に規定する書面は、次の表の左欄に掲げる場合につき、それぞれ同表右欄に掲げる通知書とする。

1 規程第 11 条第 2 項の規定により期間を延長した場合	情報開示決定等期間延長通知書（第 5 号様式）
2 規程第 11 条第 3 項の規定により期間を延長した場合	情報開示決定等期間特例延長通知書（第 6 号様式）

(苦情の申出に関する回答書)

第6条 規程第13条第2項に規定する書面は、次の表の左欄に掲げる場合につき、同表右欄に掲げる回答書とする。

規程第13条第2項の規定により苦情申出についての回答をする場合	苦情の申出に関する回答書 (第7号様式)
---------------------------------	-------------------------

(電磁的記録の開示の方法)

第7条 規程第12条第1項の規定による電磁的記録(ビデオテープ及び録音テープに記録されたものを除く。)の開示は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。ただし、当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又は他の電磁的記録媒体に複製したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は当該複製したものの交付により開示を行うことができる。

2 電磁的記録媒体がビデオテープ及び録音テープであるときは、当該電磁的記録の開示は、視聴又はビデオテープ及び録音テープに複製したものの交付により行う。

(情報の取扱い等)

第8条 情報の開示(写しの交付を除く。次項において同じ。)を受けるものは、当該情報を丁寧に取り扱い、汚損、破損、抜取り等をしてはならない。

2 前項の規定に違反したもの又は違反するおそれがあると認められるものに対しては、情報の開示を中止し、又は禁止することができる。

(情報の写しの交付)

第9条 情報の写しの交付は、1件の請求につき1部とする。

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年5月1日から施行する。